（罰則に関する経過措置）

第七条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（文部科学省令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、改正法及びこの政令の施行に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

文部科学大臣　中山　成彬
国土交通大臣　北側　一雄
内閣総理大臣　小泉純一郎

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十七年五月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第百七十九号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十七年五月二十五日とする。

国土交通大臣　北側　一雄
内閣総理大臣　小泉純一郎

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十七年五月二十日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第百八十号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）の一部の施行に伴い、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十六条の五第一項及び第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（登録の有効期間）

第七条の二　法第九十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

「六　有効期間が五月を超え六月以内の許可証　一万二千三百円
七　有効期間が六月を超え七月以内の許可証　一万四千三百円
八　有効期間が七月を超え八月以内の許可証　一万六千四百円
九　有効期間が八月を超え九月以内の許可証　一万八千四百円
十　有効期間が九月を超え十月以内の許可証　二万五百円
十一　有効期間が十月を超え十一月以内の許可証　二万二千五百円
十二　有効期間が十一月を超え一年以内の許可証　二万四千六百円」

表第七号中「六　有効期間が五月を超え六月以内の許可証　一万二千三百円」を

改める。

附　則

この政令は、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

国土交通大臣　北側　一雄
内閣総理大臣　小泉純一郎

省　令

○国土交通省令第五十七号

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十六条の二及び第九十六条の四（これらの規定を同法第九十六条の五第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の六第二項及び第三項、第九十六条の八第二項、第九十六条の九、第九十六条の十第二項並びに第九十六条の十四、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第三条第二項並びに自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第十一条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣　北側　一雄

平成十七年五月二十日

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　雑則（第六十二条の二の三―第七十条）」を「第七章の二　登録情報処理機関（第六十二条の二の三―第六十二条の二の十八）
第八章　雑則（第六十二条の二の十九―第七十条）」に改める。

第六十二条の二の三を第六十二条の二の十九とする。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二　登録情報処理機関

（本人確認方法）

第六十二条の二の三　法第九十六条の二の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）が行われた法第三十三条第四項、法第七十五条第五項又は法第九十四条の五第二項（法第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受ける方法